

国近整猪開調設第55号
平成15年7月11日

箕面市長 様



国土交通省近畿地方整備局
猪名川総合開発工事事務所長

河川整備計画策定に向けての説明について

平素は、猪名川総合開発事業について格段のご協力を賜り、御礼申し上げます。

現在、淀川水系の河川整備計画策定に向けて、淀川水系流域委員会において審議を頂いているところですが、6月20日の淀川水系流域委員会で「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」を説明したところです。

つきましては、委員会に説明したことを契機に、余野川ダムの建設地である貴市にご説明し、ご意見を頂きたいと考えております。

説明資料の内容等については、現在検討中のものであり、確定したものではなく、今後検討が進むとともに、隨時、変更していくものです。

なお、説明に対する貴市のご意見について、文書で提出して頂くようお願い致します。

ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、御配慮の程、宜しくお願い致します。

○添付資料 : 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)

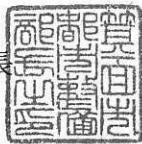
○問合せ先 : 猪名川総合開発工事事務所
調査設計課 五十川、森東
電話 072-725-1081



箕 都 ま 第 6 1 号 の 2
平成 15 年(2003 年) 8 月 20 日

国土交通省近畿整備局
猪名川総合開発工事事務所長 様

箕面市都市整備部長



「河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」に対する
意見について（回答）

平成 15 年 7 月 11 日付け国近整猪開調設第 55 号をもって、依頼のありました標記のことについて、貴所から具体的な説明があのました余野川ダムに関して府内関係課に照会したところ、別紙のとおり意見がありましたので回答いたします。



「河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」に対する意見内容

大項目	小項目	本文箇所	意 見	意見部局課
利 水	具体的な整備内容	P 4 3 5. 4 (2)	占用申請の出でていない慣行水利権により設置されている取水口等の実態調査は困難であり、法定化については使用者である水利組合の協力が不可欠である。	都市整備部 みどり推進室

「河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）」に対する意見内容

大項目	小項目	本文箇所	意 見	意見部局課
5. 具体的な整備内容 7. ダム	7. 各ダムの調査検討内容	5－7－2 (5)余野川ダム 余野川ダム計画について、調査検討を行う。 3)利水について、水需要の精査確認を行う。	水需要の精査確認については、関係機関と連携をとりながら、各利水者と個別に協議・調整を図っておられるとお聞きしておりますが、河川管理者のみでの包括的な検討確認は困難と思われ、精査確認結果、最終判断を得るには相当期間を要することが想定されるため、早期の河川整備計画策定に支障をきたすものと考えます。水需要の調査等について、これが円滑に進めていくため、各利水者、関係機関などとの連携、総合調整機能を有する組織立てを図り、一体となった取り組みが必要と考えます。	都市整備部 まちづくり推進課